

令和5年11月1日

組合員各位

香川県タクシー協同組合
理事長 岩崎 康誠

改正・改善基準告示に完全対応!! 2024年からの働き方はこちらがキモ!?

『労務管理セミナー』開催のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は組合事業の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合は今年度、“働き方改革”の推進に取り組んでおります。その一環として労務管理セミナーを開催することとなっております。業務ご多用の折とは存じますが、各社のこれからの事業運営のお役に立てる内容となっておりますので、是非ご参加くださいようお願い申し上げます。

また、別途「個別相談会」も予定しております。ご希望がございましたら別紙を組合事務局までFAXして頂きますようお願い致します。 敬具



— 記 —

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 開催日時 | 令和6年1月15日（月曜日）13時30分～15時30分 |
| 2. 開催場所 | 香川県中小企業団体中央会 4階会議室
香川県高松市福岡町2丁目2-2 （☎087-851-8311） |
| 3. 参加費用 | 無料 |
| 4. 講師 | 社会保険労務士 佐藤 秀樹 氏 |
| 5. 参加申込
申込期日 | 希望者は裏面の参加申込書を事務局宛FAXまたは持参
令和6年1月9日（火曜日） |
| 6. その他 | ご欠席の組合員様には当日開催のセミナーの内容を収録したDVDとテキストをお送りさせていただきます。 |

【セミナー概要】

タクシーの運転手、2024年4月から、労働時間の仕組みが変わります。来年度から適用される改善基準告示において「拘束時間」、「運転時間」「休息时间」及び「休日労働」が改訂されます。あわせて労働基準法も改正され、時間外労働の上限が960時間となります。本年10月からの最低賃金の上昇や今春からの60時間を超える割増賃金の1.50への対応と経営課題は山積しております。

数多の法改正に対応するべく、タクシー事業者が知っておくべき労務管理のポイントについて社会保険労務士が詳説致します。

『労務管理セミナー』参加申込書



会社名	受講者①	役職	ご芳名
	受講者②	役職	ご芳名
所在地 〒 -			
電話番号	FAX	E-mail	

FAX : 087-823-3617

参加希望の方は、上記までFAXをお願いします。

開催日	令和 6 年 1 月 15 日 (月曜日)
会場	香川県中小企業団体中央会 4階会議室
場所	香川県高松市福岡町 2 丁目 2-2
時間	午後1時30分～午後3時30分(2時間)



金融機関、貿易会社勤務を経て、平成10年に社会保険労務士佐藤秀樹事務所を開設。主に四国を中心として賃金体系、人事評価制度、労務管理制度の策定から定着まで、経営者の視点からとらえた独自の成果直結型賃金体系、人事評価システムの定着・運営については数多くの実績を持ち、高い評価を得ている。

経営者団体や金融機関、商工会・商工会議所でセミナーの講師を務めることも多く、その分かり易い解説には定評があり、その回数は年間 100 回近くに昇る。

講師：社会保険労務士 佐藤 秀樹 氏



主催：香川県タクシー協同組合 (事務局・岡まで)

TEL: 087-821-8513 / FAX: 087-823-3617